

若江東町資材置場用地のモノづくり企業用地としての活用に向けたサウンディング型市場調査に係る質問回答

No.	質問	回答
1	本敷地については前面道路が非認定道路であり、私道であるが、道路地権者が本土地への大型車両等の通行権等を阻害するような可能性は無いとの理解でよいか。	本私道は建築基準法第 42 条第 2 項道路であり、日常生活上不可欠な通行利益としての一般的な通行は認められると考えられますが、大型車両等の通行については土地購入者様において道路状況や他共有者との関係により調整が必要となる可能性があります。
2	新築の建築を行う際の用途制限や規模の制限はあるか。	(法令上の用途制限・規模制限に関する事項として回答します。) 建築基準法および関係法令を遵守してください。
3	本敷地へのインフラの状況を開示いただきたい。	水道は敷地東側より供給可能です。下水道については、敷地西南角に下水桝が 1 か所設置されています。添付資料をご確認ください。他のインフラについては把握しておりません。
4	インフラの引き込みが生じた際には東大阪市の協力のもと、試掘に対する地権者取り纏め等をご協力いただける理解でよいか。	関係地権者の取りまとめ等は土地購入者様の責任において行っていただきます。 なお、前面道路部分に位置する土地(922-5)については、本市(資産経営課)が所有していることから、事業実施に必要な間口相当部分を分筆の上、土地購入者様へ別途売却することを予定しています。
5	対話参加についてオンラインでの対応は可能か。	オンラインでの参加も可能です。 参加方法等の詳細については、参加申込後、別途ご案内します。
6	新築の建築を行う際の用途制限や規模の制限を想定しているか。	(公募時に本市が設定する用途制限・規模制限に関する事項として回答します。) 建築を行う際の用途制限や規模の制限については、現時点ではサウンディング調査等により把握した事業者からの意見や提案内容を踏まえ、必要な条件・制限を設定することを想定しています。 また、暴力団等の反社会的勢力の排除や風営法関連業種の制限など、入札参加資格・利用条件に関する具体的な制限についても、入札公告時に併せて示す予定です。